

件名	償却資産に対する固定資産税に関する陳情		
提出者 住所氏名	墨田区業平一丁目8番15号 本所青色申告会 会長 佐藤 聡		
受理年月日	平成19年9月5日	受理番号	第7号
<p>要 旨</p> <p>下記事項について、政府に対し、意見書を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 償却資産に対する固定資産税の免税点（現行150万円）を基礎控除に改め、控除額を大幅に引き上げること。 2 償却資産に対する固定資産税の申告期限（現行1月31日）を3月15日とすること。 <p>（理 由）</p> <p>償却資産の免税点150万円は、平成3年に定められ既に16年が経過しており、その間の経済価値は大幅に上昇している上、極めて小規模な設備等の償却資産も課税対象となり、長引く不況に苦しんでいる中小事業者の経営と生活を圧迫しています。つきましては、免税点を基礎控除に改めることにより、負担を軽減するとともに、控除額を大幅に引き上げるよう要望します。</p> <p>償却資産の申告期限は、1月31日までとなっています。一方、所得税の申告期限は3月15日であり、多くの小規模事業者はこの申告期限を念頭に申告と決算準備を進めているのが通常であり、また、資産償却の申告事項と所得税の決算書記載事項は密接に関連しています。つきましては、納税者の事務負担を軽減するとともに、申告しやすい環境を整えるため、申告期限を3月15日とするよう要望します。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>			